

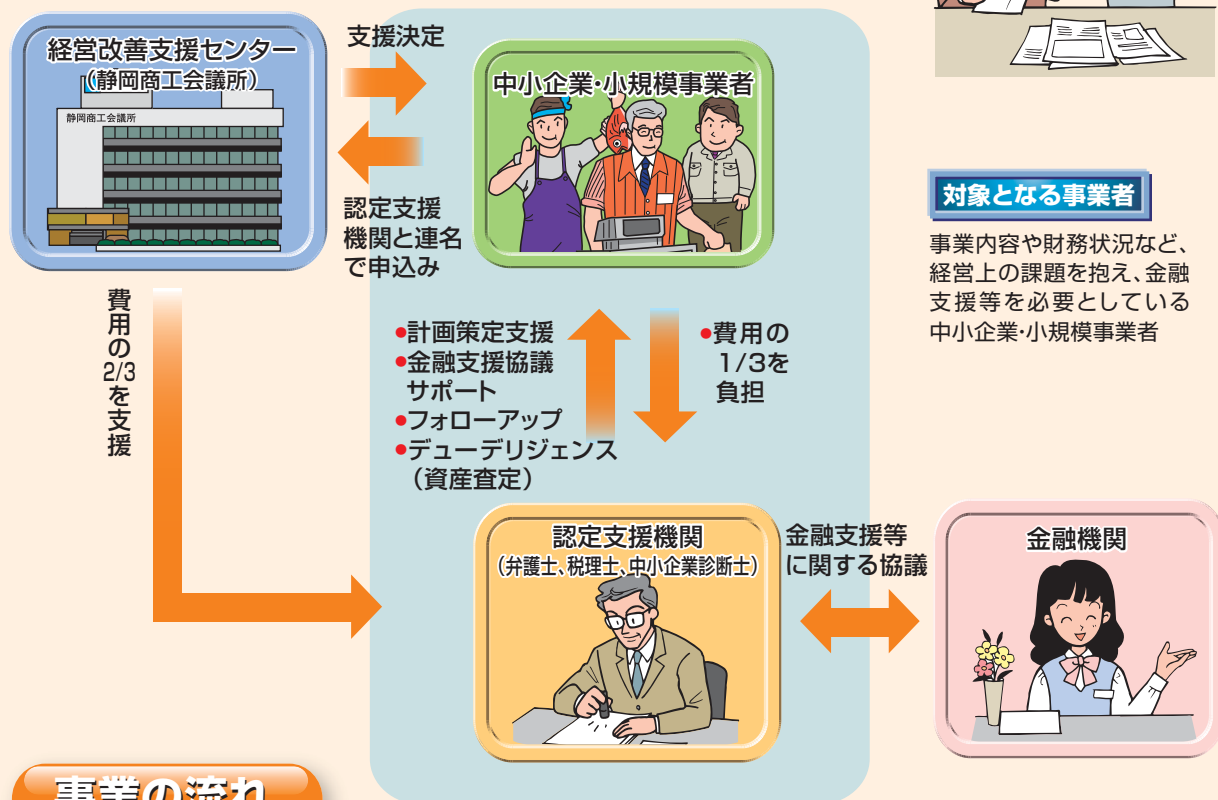
## 静岡県経営改善支援センター

# 経営計画策定費用及び フォローアップ費用総額の2/3負担

静岡県中小企業再生支援協議会に「静岡県経営改善支援センター」が新設されました。

本事業は、一定の要件の下、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2(上限200万円)を負担するものです。

### 利用申請から支払決定までの流れ



### 事業の流れ

#### 支援の申込み・策定支援

- 中小企業・小規模事業者と本事業に係る認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

#### 金融支援等の協議

- 認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

#### 策定計画の提出・確認

- 認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- 経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、費用の2/3を支出します。

#### フォローアップ

- 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。(フォローアップ費用も支援対象)